

定額減税補足給付金（不足給付金）の御案内

「不足額給付金」とは？



本給付金は、デフレ完全脱却に向けた内閣府の総合経済対策における物価高への支援の一環として、令和6年度実施した定額減税及び調整給付に当たり、令和6年分所得税及び定額減税額が確定したことに伴い再計算を実施した結果、当初調整給付額を上回った方に対してその差額を支給するものです。

支給対象者

【不足額給付Ⅰ】

賦課期日（令和7年1月1日時点）で本市に住民登録のある方で、令和6年度実施した定額減税補足給付金（調整給付金）（令和6年7月以降実施）以降に修正申告などの税の更生や確定申告により、定額減税額が確定した結果、当初調整給付の算出額に不足がある方

※ただし、所得税額・住民税所得割額がともに0円になった場合は対象外

【不足額給付Ⅱ】

賦課期日（令和7年1月1日時点）で本市に住民登録のある方で、以下の要件すべてを満たす方

- ✓ 定額減税前の令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割額がともに0円であり、本人として定額減税の対象外であること
- ✓ 税制度上、「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること
- ✓ 令和5・6年度実施の低所得者世帯向けの給付金の対象世帯または世帯員に該当しておらず低所得世帯向け給付の対象でないこと

支給金額（算出式等）

【不足額給付Ⅰ】

実績調整給付金－当初調整給付金＝不足額給付金（いずれも1万円単位に切上げ）

【不足額給付Ⅱ】

不足額給付Ⅱの要件に該当する方に定額40,000円

ただし、令和6年1月1日時点国外居住者であった場合は30,000円

留意事項

- ◆本給付金は納税義務者等（個人）への支給となります。
- ◆本給付金は、差押禁止及び非課税の対象となります。

手続き等については裏面へ

不足額給付金モデルケース

【不足額給付Ⅰ】

例) 所得税額の確定に伴う不足額給付

※当初調整給付 (R5年中の所得を基に推計額で算定)

(納税者本人+扶養親族1人) × 3万円 (所得税分) = 6万円
 推計所得税額 50,000円 → 実績所得税額 30,000円 (所得税額が減少した)
 定額減税可能額 60,000円 → 定額減税可能額 60,000円
 当初調整給付額 10,000円 → 実績調整給付金 30,000円
 不足額給付金 (差額) **20,000円** (30,000円 (実績) - 10,000円 (当初))

【不足額給付Ⅱ】

例) 事業専従者

税法上、扶養にできない

個人事業主
(夫)



事業専従者
(妻)

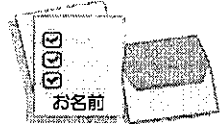
(3万円 (所得税) + 1万円 (住民税))
= 4万円

個人住民税所得割、所得税がともに0円

以下の要件にすべて該当する場合は定額減税等の恩恵を受けられていないと判断し、4万円 (定額) の給付対象となります。

- ✓ 事業専従者が定額減税の対象外 (個人住民税所得割、所得税がともに非課税)
- ✓ 個人事業主の定額減税において被扶養者として計上できない
- ✓ 過去に実施した低所得世帯向けの給付金の対象外 (世帯主・世帯員いずれでもない)

手続き方法

確認書 受領	申請	審査 (市)	支給	通知
支給対象の方には7月中旬頃から、順次確認書をお届けします。 ※令和7年1月1日時点の自治体から送付されます。 	1. 電子申請 (マイナンバーカード) 2. 確認書 (紙) 確認書の内容を御確認いただき、上記どちらかの方法で申請をお願いします。	1. 不備なし 市役所で支給手続を進めます。 2. 不備あり 電話または返送等の方法で再度提出をしていただきます。 ※不備があると支給までに時間を要することがあります。	市役所が申請を受けた日から約30日以内が目安となります。 ※不備等があった場合は再提出書類の受理日から30日以内となりますので不備のないように御注意ください。	振込が完了しましたら市役所から「振込済通知書」を送付いたします。 金額や口座情報等は通知書で御確認ください。

！ 注意喚起 (必読)

- 給付金を受け取るには、**申請 (返信)** が必要です。確認書に記載のある返送期限までに申請 (返信) がない場合は、本給付金の支給を辞退したものとみなしますので御注意ください。
- 行政職員をかたる不審な電話・郵便等に御注意ください。発見した場合は市役所もしくは最寄りの警察署 (電話相談 #9110) まで御連絡ください。また、不審なメールが送られてきた場合、URLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除をお願いします。

問い合わせ先 (受付時間 平日8:30~17:15 土日祝を除く)



志布志市役所	志布志庁舎	099-472-1111	(内線858)
	有明庁舎	099-474-1111	(内線137)
	松山庁舎	099-487-2111	(内線271)